

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当金庫の業界や店舗間ネットワークを活用したビジネスマッチングや各種交流会・商談会等によりお客様の販路拡大に向けた支援を実施します。また、外部機関とも連携しながら、経営改善・事業再生・事業承継・M&A支援など、お客様が抱える様々な課題の解決に積極的に取り組みます。

b. 専門人材マッチング

公的支援機関・民間紹介会社等と連携して、お客様が抱える課題解決に向けた人材の確保をサポートします。

c. グリーン化の取組

省エネ支援事業者と連携し、省エネ診断に係る助言・支援やCO2排出量算定支援企業と連携して地域の中小・小規模企業の脱炭素経営を支援していきます。また、サステナビリティ・リンク・ローン等の融資商品の推進を通じて金融面で地域の中小・小規模企業の脱炭素経営を支援していきます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引事業者の適正な利益を含み、取引事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

取引代金は、取引に基づく適正な支払期日を遵守し、現金もしくは振込による方法で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引事業者も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、2021年4月より長期経営計画（10年将来ビジョン）「For Your Future ～地域の未来のために」がスタートしました。当計画の経営理念「もっと身近な金融機関として質の高い金融サービスの提供に努め、お客さまや地域経済の発展に貢献する。」のもと、今後も様々なパートナーシップを活用した課題解決型金融への取り組みを通じて、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向け役職員一丸となって取り組んでまいります。

2026年4月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

松本信用金庫

企業名

理事長 鶴見 明夫

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。